

骨太方針2017、改革工程表の事項の取組状況について

【(1)地域医療構想の実現に向けた取組】

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・地域医療構想調整会議における具体的議論の促進()</p> <p>地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と統合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。</p>	<p>都道府県に対し、地域医療構想調整会議の進め方のサイクルを提示。今後、3か月ごとに議論の進捗確認を実施。</p> <p>公的医療機関等の開設主体に対し、2025年に向けた病床整備等の方針をまとめたプランを本年中に策定し、地域医療構想調整会議で議論するよう要請。</p> <p>慢性期病床の機能分化を進めるに当たっては、地域における現状と将来推計との比較からパターン分類した対応について議論。</p>	<p>地域医療構想の進捗状況を管理するとともに、医療機関ごとのデータの提供や担当職員に対する研修等を通じて都道府県への支援を行い、地域医療構想調整会議における具体的議論を促進する。</p>
<p>・都道府県知事の権限の在り方()</p> <p>このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。</p>	<p>都道府県知事の権限の行使にあたり、過剰な医療機能への転換中止の命令等や、非稼働病床の削減の命令等について、具体的な事例や検討手順の整理に向けて、医療計画の見直し等に関する検討会において議論を実施。</p>	<p>地域医療構想調整会議の議論の進捗状況等を把握しつつ、知事権限の在り方について、引き続き検討予定。</p>
<p>・地域医療介護総合確保基金()</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、「病床の機能分化・連携」について、予算額904億円のうち、500億円以上の重点化した配分を実施。</p>	<p>引き続き、基金全体の配分について、整備計画の策定状況等を踏まえ、メリハリをつけた配分を行うことを検討。</p>

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・かかりつけ医の普及(選定療養による定額負担の見直し等)() かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、本年末までに結論を得る。</p>	<p>平成29年10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、外来時の負担等について、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の結果も踏まえ、議論。</p>	<p>引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中央社会保険医療協議会において検討を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>

【(2)国保の都道府県化に向けた取組(ガバナンスの強化)】

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・調整交付金等の見直し()、() () 国保の財政運営責任を都道府県が担うこととなること等を踏まえ、都道府県のガバナンスを強化するとともに、アウトカム指標等による保険者努力支援制度、特別調整交付金等の配分によりインセンティブを強化する。現行の普通調整交付金は、医療費が増えると配分が増える算定方法ともなっているため、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度(平成30年度)の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討する。</p>	<p>国保では、平成30年度の保険者努力支援制度(都道府県分)の評価指標に、年齢調整後の医療費水準で評価するアウトカム指標を導入するとともに、保険者努力支援制度に加え、調整交付金からの財源を追加することで、総額1,000億円規模のインセンティブ制度とする方針を平成29年7月に都道府県に対して示した。</p>	<p>国保の普通調整交付金については、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度(平成30年度)の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討する。</p> <p>国保の保険者努力支援制度(都道府県分)については、平成29年7月に都道府県へ示した評価指標に基づき、着実に実施していく。</p>

【(3)医療費適正化】

<p>項目 ()内は改革工程表の項目番号</p>	<p>課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p>今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・都道府県が中心となる協議体の構築() 都道府県が中心となって市町村、保険者、医療関係者等が参加する協議体を構築し、住民の受療行動や医療機関の診療行為の変化を促すことを含め、様々な地域課題に取り組む。診療行為の地域差を含めたデータの「見える化」を行い、一般市民や医療機関にも分かりやすく提供する。</p>	<p>平成29年4月26日及び10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、保険者協議会における都道府県の位置づけの明確化、保険者、医療関係者等の連携に必要な体制、保険者横断的な医療費分析等の機能の強化について、議論。</p>	<p>保険者協議会については、 都道府県が自ら保険者協議会の事務局を担う、又は国保連合会と共同で事務局を担うことにより、都道府県が中核的な役割を發揮していくこと 医療関係者等が参画していない保険者協議会については、都道府県から医療関係者等に参画の働きかけをしていくこと 等により、住民の健康増進と医療費の適正化の更なる推進を図っていく。 都道府県における保険者横断的な取組に資するよう、保険者努力支援制度(平成30年度から本格実施)において、医療費適正化の取組を評価項目に位置づけて、インセンティブにより評価していく。 都道府県等によるデータを活用した医療費分析を支援していくため、NDBから抽出した必要なデータの提供の提供を進めていく。</p>
<p>・地域差半減() 医療費の地域差の半減に向けて、外来医療費については、医療費適正化基本方針で示されている取組を実施するとともに、できるだけ早く取組を追加できるよう検討する。あわせて、入院医療費については、地域医療構想の実現によりどの程度の縮減が見込まれるかを明らかにする。これらにより十分な地域差の縮減を図ることができない場合には、更なる対応を検討する。</p>	<p>平成29年10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、第3期の医療費適正化計画における地域差半減の取組の追加について、議論。</p>	<p>高齢者医薬品適正使用検討会における、多剤服用に関する適正使用のガイドライン(最終とりまとめは平成30年度末目途)の策定状況等を踏まえ、第3期医療費適正化計画の計画期間中に、できるだけ早く医薬品の適正使用の算定式の変更・追加について検討する。 入院医療費については、地域医療構想の実現による医療費の地域差の縮減の効果について、一定の仮定のもとにデータを集計・分析する作業を進める。</p>

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・高確法第14条の診療報酬の特例の活用()) 高齢者の医療の確保に関する法律第14条の規定について、第2期医療費適正化計画の実績評価を踏まえて、必要な場合には活用ができるよう、2017年度(平成29年度)中に関係審議会等において検討する。</p>	<p>平成29年10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、高確法第14条の法律上の枠組みや運用の考え方について、議論。</p>	<p>引き続き社会保障審議会医療保険部会において検討を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>

【(4)健康増進・予防の推進】

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・データプラットフォームの整備 個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供する基盤として、健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健康管理にも役立てる「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度(平成32年度)の本格運用開始を目指す。</p>	<p>NDB、介護DB等のデータベースの連結、解析を行うための環境整備に向け、既存のデータベースの性能向上や複数のデータベースからのデータ抽出、連結・分析できるシステムの設計等を行う事業の実施を検討する。合わせて、全国保健医療情報ネットワークを整備し、医療関係者が迅速に必要な患者情報等を共有できるサービスの提供を目指し、課題の整理や実証等の検討を行う。また、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースのシステム開発を行う事業の実施を検討する。</p>	<p>NDB、介護DB等のデータベースの連結、解析を行うための環境整備、全国保健医療ネットワーク、科学的介護データ提供用データベースについては、詳細について検討・準備を進め、2020年度(平成32年度)からの本格実施を目指す。</p>

項目 ()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・保険者インセンティブ強化(、 、 () ())</p> <p>健康なまちづくりの視点を含め、市町村国保のデータヘルスの取組を推進するとともに、国保の保険者努力支援制度や都道府県繰入金を活用を促すことにより、国保のインセンティブ措置を強化する。後期高齢者支援金の加算・減算制度について段階的に法定上限(±10%)まで引き上げるなどの見直しにより、インセンティブを強化するとともに、全保険者の特定健診・保健指導の実施率を2017年度(平成29年度)実績から公表する。</p>	<p>平成29年4月24日の保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、後期高齢者支援金の加算(ペナルティ)の具体的な指標が了承された。また、同日の検討会において、減算(インセンティブ)の具体的な指標案を公表し、関係者と調整を行っている。</p> <p>市町村国保は、保険者努力支援制度の平成29年度前倒し分から、「『健康なまちづくり』の視点を含めた広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組」を新たに評価指標に加えた。また、保険者努力支援制度に加え、特別調整交付金からの財源を追加することで、総額1,000億円規模のインセンティブ制度とする方針を平成29年7月に都道府県に対して示した。</p>	<p>減算の具体的な指標については、関係者と調整の上、年内に公表する。</p> <p>全保険者の特定健診・保健指導の実施率については、2017年度実績から公表予定(実績は、翌年度末頃の公表を予定)。</p> <p>国保の保険者努力支援制度については、平成29年7月に都道府県へ示した評価指標に基づき、着実に実施していく。</p>

【その他改革工程表の検討事項】

項目	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>③⑩先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方</p>	<p>平成29年5月17日・10月4日の社会保障審議会医療保険部会、同年5月31日の中央社会保険医療協議会において、先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について議論。</p>	<p>引き続き社会保障審議会医療保険部会及び中央社会保険医療協議会において検討を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>